

平成 21 年度組織機構見直し方針

平成 20 年 7 月 3 日
行財政改革推進本部

1. はじめに

(1) 本方針の位置づけ

平成 21 年 4 月の組織機構見直しに向けて、本年度の見直し作業の進め方、検討すべき課題、協議にあたっての基本的考え方などを整理したもの。

(2) 見直しの背景

以下の理由により、本年度も組織見直しの検討を行う必要があること。

厳しい財政状況から引き続き本市職員を減員する必要があること、これに併せて組織上の見直しを検討する必要があること。

産業の振興、交流や協働の促進、内部統制（経営型行政運営）の充実など、新市総合計画の政策を具体化する組織機構のあり方を検討する必要があること。

消費者庁の創設、第二次分権改革の動向、県の権限移譲など、国県の動向に備える必要があること。

(3) 見直し手続き

昨年と同様に、行財政改革推進本部が各部課と協議し、課題・方向性を確認する。総務課・情報行政課・企画調整課・財政課との協議を交えて、平成 21 年度の「組織機構見直し案」を作成し、関係部課と調整しながら、10 月を目途に調整する。

1 月から 3 月に規則等の改正やフロア調整などの見直し準備を行う。

(4) 定員削減への考え方

定員については、各部毎に一律削減を要請し、後述の「本年度見直しの検討項目」について協議しながら、最終的な調整を行う。ただし、類似団体と比較して配置職員が多い部署または少ない部署については、減員数の調整を行う。また、別の方法により減員が見込まれる部課についてはこれを削減数とする。

一律削減に当たっては、法改正等による新たな業務について予め見込みを確認し、これを配慮するよう努める。

職員削減の目安としては、定年退職者等 16 人、勸奨退職者等（前年度実績相当）25 人、予備枠（権限移譲や一部事務組合等への対応）9 人の合計 50 人とする。

2．本年度見直しの基本的考え方

(1) 目指すべき組織の方向性

「行政経営改革大綱」に基づき、小さな組織・成果重視の組織・統治能力の高い組織・変化に対応できる組織・開かれた組織づくりを目指す。

(2) 本年度見直しのテーマ

これまで、保健福祉・建設・教育部門の事務を本庁集約するなど大幅な見直しを行ってきたが、職員の順応状況や災害時の対応など、課題の見極めを行う必要がある。また、住民窓口の頻繁な変更は市民の混乱を招く懸念があること、総合支所機能の維持を掲げた合併協定項目の趣旨を考慮すべきことから、窓口に関わる事務の大幅な見直しは最小限にとどめること。

定員削減に見合う組織機構上の対策について、可能な限り施せるよう努力すること。庶務事務をはじめ、内部管理事務の効率化に資する見直しを重点的に検討すること。本年度から取り組んでいる事務事業仕分けや自治体 E A の結果を組織機構に反映させること。

3．本年度見直しの検討項目

(1) 班制度・職制の見直し

班制度の全課での導入と職制の見直しを検討し、専任補佐級（平成 20 年度当初 24 人）相当分の減員を検討する。（集中改革プラン）

なお、班制度の本来のメリットを発揮するには、課長補佐等の職制度、係単位で行われている職員管理など、関係制度の見直しをあわせて行う必要がある。これらの検討は十分ではないが、職員削減による職員配置の流動化は急ぐ必要があり、この点については現行の班制度でも効果が見込まれる。関係制度全般の見直しについては、全課導入にあわせて継続して取り組むこととする。

班制度の導入効果を得るため、少人数の課の統合を検討する。

(2) 内部管理事務の効率化に関する見直し

各課の契約・工事検査・物品調達に関する事務を集約した新たな専門部の設置について検討する。

庶務事務については、兼務発令方式による部主管課等への集約を引き続き行い、職員等給与事務など特定事務の集約及び民間委託等を検討する。

各課の個別事務を中心に、決裁権限の下位委譲や合議見直しを行い、決裁規程の簡素化を検討する。（集中改革プラン）

全市的および各部内の政策調整機能の充実を図るため、各部の政策課のあり方について引き続き検討する。

(3) 事務事業の見直しによる見直し

総合支所機能は、地域振興機能と窓口サービスに特化することを目指し、その他の事務の本庁集約を検討する。特に各種イベントについては、統合や廃止、運営主体の民間切り替えを検討するほか、地域振興課または本庁所管課への集約を検討する。予算の編成・執行・決算に関する総合支所の事務を軽減するため、総合支所の予算管理は、消耗品購入や旅費等の一部を除いて本庁所管課で行うよう見直しを検討する。また、補助金等の申請事務の本庁集約を検討する。

税務事務については、課税及び収納対策の充実を図るため、本庁集約を検討する。産業振興関係の事務のうち、観光・林業などの一部事務については、本庁への集約を検討する。

出納分室は廃止し、収納事務は地域振興課で担うよう検討する。

出張所、サービスコーナー、公民館、地区学習センターは、利用状況や施設の耐用年数等も踏まえて再編を検討し、当面の対応として職員の再任用職員への切り替えなど、職員配置の見直しを検討する。(集中改革プラン)

また、職員を配置している出先機関等については、職員配置の見直し、施設の譲渡・廃止・民間委託(指定管理者制度を含む)等を検討する。退職による職員の欠員は臨時職員への切り替えを進める。(集中改革プラン)

事務事業の仕分けや自治体 E A の推進(総合窓口導入など)の成果を踏まえ、分掌事務等の精査を行う。

行財政改革(給食センターと学校再編)、中心市街地活性化、福祉施設の民営化、ねんりんピックについては、事務の一定の成果を踏まえて、現行職員体制の減員と主管課への引継ぎを検討する。

窓口等の事務については、民間委託、人材派遣、臨時職員化などについて検討する。(集中改革プラン)

全庁的な危機管理体制のあり方について、本庁と総合支所の役割分担を踏まえた検討を行う。

(4) 総合計画への対応や国県の動向に備える見直し

共生協働の一層の推進に資するため、自治防災課と市民活動推進課のあり方について見直しを検討する。

企業立地や観光交流の充実など、地域経済の活性化について成果をあげる産業政策を展開する必要がある。特に職員の減員を進めながら産業政策の重点化を図るため、産業振興部の見直しを検討する。

消費者行政の充実、後見人制度への対応など、市民ニーズの変化に対応するため、相談窓口のあり方について検討する。

県の権限移譲プログラムに基づく権限移譲については、5事務(農地法・公拓法・浄化槽法・水道法・工場立地法に関する事務)を受入協議の対象とし、定員配分や

組織機構のあり方について配慮する。特に農業委員会については、本庁及び総合支所の事務体制の見直しを検討する。

4 . その他

分庁舎方式や庁舎別館など、既存の庁舎活用のあり方については、8月の耐震診断結果や本庁舎職員数の見通しなどを踏まえて将来的なあり方を検討する。

総務省「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」中間報告の趣旨を踏まえ、内部統制の観点からの将来的な組織機構のあり方について検討する。

第2次分権改革における「地方分権改革推進要綱」(6月20日公表)を踏まえ、地方分権に対応する将来的な組織機構のあり方について、各部毎に検討する。